

ジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーに向けて声明

2016/11/01

国連人権高等弁務官事務所

11月2日のジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーに向けて、表現の自由に関する特別報告者が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。ジャーナリストへの攻撃・脅威は、身体への攻撃、情報源守秘への介入、監視による嫌がらせなど、様々な形態で行われている。これらからの保護は、彼らの活動のためだけでなく、社会の情報へのアクセスと政府の説明責任のためにも不可欠である。政府にはジャーナリストの安全を確保する積極的な義務があるが、彼らの安全支援を表明しながら、しばしば保護と情報をなし崩しにするような措置をとっている。大規模あるいは対象を定めた監視、メディア・サイトのブロック、暗号化の制限・禁止などの措置による、ジャーナリストのデジタル上の安全に対する脅威も増大している。国際的法的枠組はジャーナリストの身体・デジタル上の安全を保護しており、人権理事会は今年上旬にジャーナリストの安全に関する決議を採択している。

現代的形態の人種主義に関する専門家 国連総会で発言

2016/11/02

国連人権高等弁務官事務所

現代的形態の人種主義に関する特別報告者が国連総会で発言した。主な内容は以下のとおり。国内の特別な機関や行動計画は、雇用・住居・教育・司法制度・法執行などの分野における差別の根本原因に対処し、また、政府・民間組織に変化を引き起こす。平等に関する機関は、新たな政策を促進し、立法・行政当局に助言を行うことができる。国内機関の法的意見、ケースワークの観点からの勧告、調査は、とりわけ変化のために重要であり、また、組織に制度的変化を起こす手段ともなる。例えば、官民組織の実行面の改善を助け、平等・多様性・非差別を促進する組織を支援する。こうした国内機関にとって、十分な資金力を持つとともに、最も危険にさらされている集団の特定のために自由に統計データを収集できることが不可欠である。こうした資金力と自由を持つことによって、国内機関は適切な公共政策を策定し、差別と排除に対抗する強力な手段を提供することが可能になる。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案の討議継続

2016/11/02

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では引き続き、自由権規約 6 条(生命に対する権利)に関する一般的意見草案の討議が行われた。今日の会合で取り上げられたのは、以下のパラグラフ 26～36 である。すなわち、パラグラフ 26：特別な保護が必要な脆弱な集団、パラグラフ 27：収監されている個人の生命を保護する国の義務、パラグラフ 28：生命に対する直接の脅威を引き起こす可能性のある社会の一般状況に対処する国の義務、パラグラフ 29：生命の剥奪の調査・訴追の義務、パラグラフ 30：調査は独立・公平・迅速・徹底的・効果的で、信頼でき、透明でなければならない、パラグラフ 31：拘禁中の死亡の調査、パラグラフ 32：追放・送還、パラグラフ 33：難民法によって保護されない者もノン・ルフールマンのルールによって保護される、パラグラフ 34、35：死刑廃止、パラグラフ 36：死刑の廃止・存置・一時停止・再開などに関わる問題、である。

世界人権宣言 501 の言語に翻訳

2016/11/02

国連人権高等弁務官事務所

世界人権宣言は世界で最も多くの言語に翻訳されている文章であるが、ついに翻訳言語が 501 になった。501 番目の翻訳言語となったのは、ボリビアのラパスの北西部に住むおよそ 11 万 6 千人のケチュア民族の方言である。世界人権宣言は 1948 年 12 月 10 日に国連総会で採択された、基本的人権が普遍的に保護されることを初めて規定した画期的文章である。30 条からなる宣言は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」で始まり、2 条は、「すべて人は、…いかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と規定する。世界人権宣言は 1999 年に翻訳言語 298 をもってギネス世界記録に認定され、2009 年に翻訳言語 370 をもって記録を更新した。その後も政府当局、市民社会組織、個人によって翻訳は続けられ、今日では世界中の言語・方言で読むことができる。

恣意的抑留に関する作業部会 21 件に関する意見公表

2016/11/03

国連人権高等弁務官事務所

恣意的抑留に関する作業部会が 21 件に関する意見を公表した。これらの意見は、今年 8 月 22～26 日に開催された前会期で採択され、17 カ国で抑留された 58 人に関わるものである。この 17 カ国は、イスラエル、イラン、モロッコ、モナコ、イラク、中国、アルゼンチン、ニュージーランド、ミャンマー、スーダン、バーレーン、モーリタニア、ウクライナ、ソマリア、ヨルダン、ベトナム、エジプトである。恣意的抑留に関する作業部会は、恣意的な方法あるいは国際人権基準に合致しない方法で自由を剥奪された個人に関する申立てを調査し、必要な場合には釈放や補償などの救済策を勧告することを任務とする。

高等弁務官のパリ協定に関する声明

2016/11/03

国連人権高等弁務官事務所

パリ協定が 94 カ国の批准を得て、11 月 4 日に発効する。11 月 7～18 日には、モロッコ・マラケシュで締約国会議(COP22)が開催される予定である。これに関連して、ゼイド人権高等弁務官が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。COP22 で各国は、パリ協定で詳細に規定された措置の実行確保のために緊急の行動をとる必要がある。これには適切な資金、技術の共有、能力構築が必要であろう。各国は、すべての人権が享受されるような環境を作るために個別・集団的に活動する義務もあり、このための国際協力にもっと熱意や意欲を示すべきである。気候危機は「2030 持続可能な開発アジェンダ」の達成に対する根本的な脅威を意味し、各国の協調的・国際的な行動が必要である。企業は責任を持って行動し、人権を尊重しなければならない。個人もまた責任ある消費者としての選択を行い、政府に対して気候変動に取り組むよう圧力をかけるという役割を果たさなければならない。

拷問禁止委員会 開催の予定

2016/11/03

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第59会期が11月7～17日に開催される。この会期では、エクアドル、フィンランド、モナコ、スリランカ、ナミビア、トルクメニスタン、アルメニア、カーボヴェルデの拷問等禁止条約の実施について審査が行われる。また、拷問防止小委員会との合同会合、欧州人権裁判所やインターポールとの面談も予定されている。さらに、「拷問被害者のための国際リハビリテーション協議会」による拷問犠牲者からのデータの収集・活用に関する説明、拷問等禁止条約3条(拷問のおそれのある国への送還・引渡し禁止)に関する一般的意見改定案の検討、委員会の最終見解と個人通報のフォローアップの討議も予定されている。拷問等禁止条約(1984年採択、1987年発効)の現締約国は、日本を含む160カ国である。選択議定書(2006年発効)は、拷問・虐待防止のための拘禁場所の定期的訪問制度を規定する。現締約国は82カ国であるが、日本は未加入である。

自由権規約委員会第 118 会期閉幕

2016/11/04

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 118 会期が閉幕した。今会期では定期報告書審査のほか、以下に関する検討も行われた。すなわち、①フォローアップに関する新基準(A:概ね満足できる、B:行動はとられたが、求められた措置に関する追加情報が必要、C:回答はあったが、行動・情報は勧告と関連がなく、勧告が実施されていない、D:督促後もフォローアップの報告がない、E:情報・措置が勧告に反し、あるいは勧告を拒絶している)、②個人通報審理における関係当事者による口頭説明、③検討中の個人通報リストのホームページへの掲載、であった。検討の後、①には修正が加えられ、①②③すべて承認された。第 119 会期は 2017 年 3 月 6～29 日に開催され、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、イタリア、セルビア、タイ、トルクメニスタンの報告書の審査、報告書の提出のないエリトリア、スワジランド、東ティモールの状況の検討が行われる予定である。

拷問禁止委員会第 59 会期開幕

2016/11/07

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 59 会期が開幕した。今日の会合では、人権高等弁務官事務所の代表が発言した。主な内容は以下のとおり。人権高等弁務官事務所では、条約実施報告のための一般マニュアルと指導者のための手引書をまとめており、自由権・社会権規約に関する研修マニュアルと指導者のための手引書の作成も開始した。77 カ国の約 170 人の公務員が条約実施報告について研修を受け、各地域の公務員のネットワークに加わった。わが事務所は、フィジーが拷問等禁止条約を批准するのに協力し、現在はアンゴラの批准に向けて協力している。また、報告・フォローアップのための国内機関の効果的機能を担当するチームが、14 カ国について協力活動を行っている。報告・フォローアップのための国内機関は、国際・地域の人権規範・実行を国内に直接取り入れ、国内人権保護制度の重要な一要素となる潜在能力を持つものである。

人権高等弁務官 国際刑事裁判所への支持を求める

2016/11/16

国連人権高等弁務官事務所

ゼイド人権高等弁務官が、国際刑事裁判所ローマ規程締約国会議で発言した。主な内容は以下のとおり。3カ国がローマ規程から脱退すると決定した。脱退は、自国の指導者を起訴から守るためであり、被害者の救済の権利を否定することである。脱退する国やローマ規程未加入の国の被害者は、なぜ自分たちが見捨てられるのか、なぜ自分たちが再び被害を受けるのかを理解するのに苦しむであろう。アフリカの国々は国際刑事裁判所の中心勢力であった。ボツワナ、コートジボアール、ナイジェリア、マラウイ、セネガル、タンザニア、ザンビア、シエラレオネなどの多くのアフリカ諸国が脱退を示唆していないのは喜ばしいことである。世界中で孤立主義で無節操なリーダーシップが増大している。裁判所に対する新たな攻撃が近い将来生ずるであろう。これに対抗するには、締約国が全力を投じ、その思いと手段を尽くすことが必要であろう。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2016/11/017

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 91 会期が、11 月 21 日～12 月 9 日に開催される。この会期では、アルゼンチン、ウルグアイ、トーゴ、ポルトガル、トルクメニスタン、イタリアの報告書の審査が行われる。この他、これらの国々に関する NGO との会合、個人通報の検討も行われる予定である。人種差別撤廃条約は、1965 年に国連総会で採択され、1969 年に発効した。現締約国は 177 カ国である。条約の定義では、人種差別とは人種、皮膚の色、世系、民族的・種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限、優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野での平等の立場での人権と基本的自由を認識・享有・行使することを妨げ、害する目的または効果を有するものをいう。締約国は、人種差別を非難し、人種差別を撤廃する政策、人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを誓約している。

北朝鮮の人権侵害に関する専門家が韓国と日本を訪問の予定

2016/11/18

国連人権高等弁務官事務所

北朝鮮の人権侵害の責任に関する独立専門家グループが、11 月 21～25 日に韓国、28～29 日に日本を訪問する。この専門家グループは、2016 年 3 月に人権理事会で設置することが決定された。彼らは、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者の活動を支援し、北朝鮮の人権侵害、特に人道に対する罪となる人権侵害の責任を追及するための適切な方法を調査し、真実・正義の確保のために国際刑事裁判所などの実地的な責任追及のメカニズムについて勧告を行う。9 月にセルビアとバングラデシュ出身の 2 名の担当者が任命された。今回の韓国・日本訪問中に彼らは、政府高官、市民社会組織、学識経験者、専門家、被害者とその家族らと会談する。彼らの報告書は、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者が来年 3 月に人権理事会に提出する報告書に附属書として含まれる予定である。

女性差別撤廃委員会第 65 会期閉幕

2016/11/18

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 65 会期が閉幕した。今会期では、女性差別撤廃条約の実施状況に関する 11 カ国の報告書の検討が行われた。17 日には、71 カ国の参加を得て、条約締約国との会合が行われ、委員会は女性に対するジェンダーに基づく暴力、災害リスク削減、気候変動、教育の権利などの問題に包括的に取り組むことが確認された。また、列国議会同盟と同議長との条約の国内実施に関する会合、女性に対する暴力に関する特別報告者とのそれぞれの活動の強化に関する会合、国連統計部チーフとの持続可能な開発目標 5.1.1 の指標に関する会合、拷問禁止委員会との女性に対する暴力に関する会合も行われた。第 66 会期は来年 2 月 13 日～3 月 3 日に開催され、エルサルバドル、ドイツ、アイルランド、ヨルダン、ミクロネシア、ルワンダ、スリランカ、ウクライナの報告書の検討が行われる予定である。なお、林陽子委員長は今会期をもって 2 年間の委員長の任期を終了した。

世界子どもの日、子どもの権利条約 27 周年 専門家が共同声明

2016/11/20

国連人権高等弁務官事務所

世界子どもの日と子どもの権利条約採択 27 周年を記念し、子どもの権利委員会委員長、子どもに対する暴力・武力紛争と子どもに関する 2 名の国連事務総長特別代表、子どもの売買等に関する特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。子どもの権利条約採択以降、子どもの権利の保護は大きく前進した。前進の一因には、子どもの権利条約が真の世界的文書となったことが挙げられる。今は、条約の普遍的批准から、その普遍的实施と、取り残されている子どもたちに対する優先的考慮へと移行すべき時に来ている。2016 年は、武力紛争が子どもにもたらす影響に関する国連調査 20 周年、子どもに対する暴力に関する国連調査 10 周年に当たる。国連は 3 つ目の取組みとして、自由を剥奪された子どもに関するグローバル・スタディを開始した。この調査は、取り残されている彼らの権利の保護を促進し、十分な成長の機会をもたらすためのものである。

性的指向に関する人権専門家に対する妨害を懸念

2016/11/21

国連人権高等弁務官事務所

性的指向とジェンダー自認に基づく暴力・差別からの保護に関する新たな独立専門家が、11月1日に任命された。しかし、複数の国がこの独立専門家の創設を妨害しようとし、任命遅延の決議が国連総会第三委員会でも今日、検討されようとしている。これについて、特別手続調整委員会が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。前例のない今回の動きは特別手続そのものに影響を与え、人権理事会の信用と権威を損ね、人権システム全体を弱体化するものである。特別手続の創設はまさしく人権理事会の権限に属する。人権理事会と前任機関の人権委員会はこれまでに57の特別手続をコンセンサスと一部投票によって設けてきた。人権理事会の決定、特に特別手続創設の決定が直ちに実施されることによって、理事会は人権の発展と問題に適宜に対応することができる。すべての国に対して、人権システムを守り、独立専門家の任務遂行を確保する責任を認識するよう求める。

人種差別撤廃委員会第 91 会期開幕

2016/11/21

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 91 会期が開幕した。今会期では、アルゼンチン、ウルグアイ、トーゴ、ポルトガル、トルクメニスタン、イタリアの差別撤廃状況の検討が行われる。今日の会合の冒頭では、人権高等弁務官事務所の代表が、2015 年に作成された条約機関能力構築プログラムに関する活動について説明した。続いて人種差別撤廃委員会委員長が発言し、イラクの都市モスル、イエメン、ブルンジ、ウクライナ、ミャンマー、フランスの都市カレー、米国の現状が懸念されるとし、また、EU 離脱の国民投票後の英国などでは、人権侵害がますます顕在化していると述べた。こうした人種主義と人種差別の増大は、委員会にとって緊急の課題であり、委員会は明確で徹底したフォローアップと早期警戒メカニズムを重視する必要があると強調した。さらに、委員らの指摘を認め、委員会だけでは人種差別を撤廃することはできないが、そのために最善を尽くすと述べた。

性的指向に関する専門家が初の演説

2016/11/22

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・ジェンダー自認に基づく暴力・差別からの保護に関する独立専門家が、欧州評議会の LGBTI の平等に関する会合で初の演説を行った。主な内容は以下のとおり。ありのままにいたいと願っているにすぎない人々が、世界中で人権侵害などの問題に直面しており、殺害、レイプ、身体切断その他の残虐な扱いが記録されている。また、同性愛やトランスジェンダーへの嫌悪を刺激するようなヘイトスピーチが、メディアや SNS など蔓延している。こうした現状に変化をもたらすのは次の5点である。すなわち、①同性愛関係を犯罪としないこと、②LGBTI の人々を問題や病気があるかのように扱わないこと、③人々の状況を受け入れること、④誤解や誤った解釈を明らかにすること、⑤幼児期からジェンダー・性の多様性を統合し、他者への共感を教えることである。とはいえ、政治的・文化的な問題点にも取り組まなければ、この問題を解決することはできない

人権専門家が母乳育児を推奨

2016/11/22

国連人権高等弁務官事務所

健康と食糧に関する2名の特別報告者、女性差別に関する作業部会、子どもの権利委員会が声明を発表した。内容は以下のとおり。母乳育児は乳児と母親の人権問題であり、保護・促進されなければならない。誤解を与える強引・不適切な母乳代用品のマーケティングは、女性の育児の選択に悪影響を与え、乳児と母親の健康上の利益を損なう可能性があり、特に発展途上国の彼らにとって有害である。政府はこうしたマーケティングを止めさせるために緊急の行動をとるべきである。各国に対して、「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」、世界保健総会決議、世界保健機関の新しい指針に従うよう求める。生後6ヶ月未満の完全母乳率は3分の1にすぎない。母乳育児の障壁には、保健関係者からの情報の欠如、文化・家族の伝統、公共の場所や職場での授乳の非難などがある。政府などはまた、母乳育児を希望しない女性、できない女性が非難されないよう注意すべきである。

漫画家によるマイノリティ問題に関するイベント

2016/11/22

国連人権高等弁務官事務所

マイノリティ問題に関する国連フォーラムに合わせて、11月24日にスイス、シリア、キューバ、ケニア出身の著名な漫画家4名が国連欧州本部で、「視覚芸術を通じたマイノリティの権利の促進・保護」と題する討論を行う。この討論は、マイノリティの差別・権利に取り組むための視覚芸術の活用を訴えるもので、マイノリティの権利に関する特別報告者、人権高等弁務官事務所の代表も参加する。4名の漫画家は、10年前にコフィ・アナン前国連事務総長が設立した「平和のための漫画」プロジェクトの参加者である。彼らは今回のプロジェクトのために漫画の制作を依頼され、討論では自身の活動内容と、それがマイノリティの権利の啓発にいかに関与するかについて話をする。さらに、リクエストに応じてその場でスケッチし、それらは次のSNSにも掲載される予定である。[@UNHumanRights](#) (Twitter)、[facebook.com/unitednationshumanrights](#)

女性に対する暴力撤廃の国際デーに向けた共同声明

2016/11/22

国連人権高等弁務官事務所

11月25日の女性に対する暴力撤廃の国際デーに向けて、国連の女性に対する暴力に関する特別報告者、女性差別に関する作業部会、女性差別撤廃委員会、欧州評議会の女性に対する暴力・DVに関する専門家グループなどが共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。女性に対する暴力に関しては次の諸点が明らかにされている。すなわち、①殺害、性的その他の暴力の蔓延・継続、②不処罰の蔓延、③国内法と防止システムの不備、暴力の容認、統計・リスク評価の欠如、秘匿などである。すべての関係者に対して、防止・保護・訴追を総合的に組み入れた政策の適用が求められている。また、女性に対する暴力に関する特別報告者が呼びかけている、フェミサイド(ジェンダーに関わる女性殺害)・ウォッチの設置を支持したい。これは、毎年11月25日にフェミサイドの件数を、加害者の年齢・性別、加害者・被害者の関係で分類し、訴追・処罰の情報とともに公表するものである。

人種差別撤廃委員会 市民社会と協議

2016/11/23

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会では、市民社会との「人種差別終焉のための協力」と題する協議が行われた。この協議の中で、二つのパネル・ディスカッション、すなわち、パネル1-人種差別との闘いで世界中の市民社会が直面する主な問題と課題、パネル2-市民社会の委員会への関与、委員会の活動の改善案などがテーマとされた。多くの市民社会の代表が活動内容や主な課題について発言し、南北アメリカ大陸でのアフリカ系の人々特に女性に対する差別、欧米での外国人嫌悪・イスラム嫌悪・人種主義の高まり、先住民族の虐待、インドやネパールでのダリットに対するカースト差別、ロシアでの少数先住民族グループの待遇などを取り上げた。また、委員会が世界の市民社会とより良くコミュニケーションをとるための方法が討議され、情報への容易なアクセス、オンラインの活用などが提案された。NGOが委員会に出席するには経済上の制約があると訴える発言もみられた。

国際女性人権擁護活動家デーに向けた共同声明

2016/11/25

国連人権高等弁務官事務所

11月29日の国際女性人権擁護活動家デーに向けて、女性差別作業部会議長、人権擁護活動家の状況と女性に対する暴力に関する2名の特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。原理主義とポピュリズムの世界的高まりの中で、女性人権擁護活動家の状況は悪化している。正義・平等・平和・人権を追求し活動する彼女らは、差別による参加の制限、性的暴行、旅行の禁止、保護や司法へのアクセスの欠如、投獄、殺害、法律による権利侵害などに直面している。彼女らの所属団体は資金や政治的支援が不足している。多くの女性活動家が、団体・家庭・コミュニティで指導力や貢献を認められず、家事などの負担もある。こうした差別や課題が、彼女らの健康・生活・家庭などに影響をもたらしている。すべての政府に対して、女性差別撤廃条約を批准・実施し、女性人権擁護活動家の保護に関する2013年国連総会決議を実施するよう求める。

奴隷制度廃止国際デーにイベントの予定

2016/11/28

国連人権高等弁務官事務所

奴隷制度廃止国際デーの12月2日に、人権高等弁務官事務所は「現代の奴隷制における子どもの状況を明らかに」と題するパネル・ディスカッションを開く予定である。今年は、現代的形態の奴隷制基金が1991年に設立されてから25周年にあたる。同基金はこれまでに世界の400以上の団体に資金を提供し、様々な現代の奴隷制の多くの被害者を支援してきた。今年は34カ国のプロジェクトに資金を提供し、2万9千人以上の被害者(その3分の1は子ども)を支援した。世界で現代的形態の奴隷制の状況下に置かれている人々は2,100万人、そのうち子どもは約500万人と推定されている。奴隷制は過去のことではなく、今の時代の残酷な現実である。討議では、今日の奴隷制の実情、特に子どもに与える非人間的な影響が明らかにされ、奴隷制基金から支援を受けた人々の経験が共有される予定である。

拷問禁止委員会 フォローアップの討議

2016/11/29

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、拷問等禁止条約 19 条[定期報告]、22 条[個人通報]、報復に関するフォローアップの討議が行われた。19 条のフォローアップ担当委員から、回答のない 1 カ国に対して督促状を作成したが、それ以外のトルコ、ブルンジなどの国々からは概ね期限内に前向きな対応があったこと、コロンビア、トルコ、中国などの多くの市民社会からフォローアップの情報が寄せられていることが報告された。22 条のフォローアップ担当委員は、今年 5 月の会期以降の 6 件の個人通報について、スイスに関する 2 件についてはフォローアップを終了してよいが、モロッコ、メキシコ、チュニジア、デンマークに関する 4 件については、フォローアップを引き続き行うべきであると述べた。報復のフォローアップ担当委員は、委員会へのシャドーレポートに関与したブルンジの弁護士 4 名が弁護士会から除名されたケースについて、その後の展開を報告した。

LGBT に関する新専門家が演説

2016/11/30

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認(SOGI)による暴力・差別からの保護に関する初代独立専門家が、タイ・バンコクでの国際レズビアン・ゲイ協会(ILGA)の世界会議で演説を行った。主な内容は以下のとおり。世界のLGBTに対する差別・暴力を終わらせるには、5つの重要なステップが必要である。すなわち、①LGBTの人々に影響を与える刑事法を廃止すること、②彼らを障害があるとみなさないこと、③すべての人々にジェンダー自認の権利を認めること、④様々な文化・宗教と共にインクルーシブな実行の確保に取り組むこと、⑤様々なSOGIの人々と共感する子どもの能力を育てること、である。また、LGBTの人々に対するだけでなく、LGBTに関わる人権擁護活動家に対する暴力・差別を止めさせるために、断固たる行動が必要である。これは、人権、自由、民主主義、平和的でインクルーシブな社会を実現しようという、より大きな希望を伴うものである。

恣意的抑留に関する作業部会第 77 会期閉幕

2016/11/30

国連人権高等弁務官事務所

恣意的抑留に関する作業部会第 77 会期が閉幕した。今会期では、自由を剥奪された 43 人の人々に関する 18 の意見が採択された。採択された意見は、関係国と情報源に送られるとともに、作業部会のウェブサイトで公表される予定である。また、エジプト、クウェート、英国に対する過去の 4 件の意見について見直しの要請があったが、検討の末、見直しは見送られることになった。このほか、政府・市民社会組織代表との会談、活動方法に関する討議も行われた。11 月 28 日には作業部会設立 25 周年記念イベントが開かれた。これには現旧委員、恣意的抑留の被害者、政府・国際機関・市民社会の代表が参加し、25 年間の成果、移住における抑留などの現在と今後の課題が討議された。作業部会は、恣意的な方法や国際人権基準に反する方法で自由を剥奪された個人の申立てを調査し、解放や補償などの救済措置を勧告することを任務とする。

奴隷制度廃止国際デーに向けた共同声明

2016/11/30

国連人権高等弁務官事務所

12月2日の奴隷制度廃止国際デーに向けて、現代的形態の奴隷制基金議長と現代的形態の奴隷制に関する特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。世界中で多くの人々が現代的奴隷状態に陥っており、ILOは約2,100万人が強制労働の被害者であるとする。特に子どもは最悪の形態の労働、強制婚、家庭内強制労働、性奴隷など現代的形態の奴隷制の被害を受けやすい。形態は様々であるが、共通するのは、弱い立場の子どもの極度の搾取、彼らの生活への破壊的・永続的影響である。「持続可能な開発目標」の8.7は、強制労働の根絶、現代の奴隷制などの撲滅、2025年までのあらゆる形態の児童労働の撲滅を規定する。この実現に向けて、子どもの保護に特別な注意を払わなければならない。子どもの被害防止には、質の高い教育とディーセント・ワークへの普遍的アクセス、家族の経済的エンパワメント、子どもへの権利の啓発などが必要である。